

出店者交通費・宿泊費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美郷バリフェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）美郷バリフェスティバルに（以下「フェスティバル」）で出店した団体の内、実行委員会が認めた団体の交通費・宿泊費の助成金（以下「助成金」という。）の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 出店者 美郷バリフェスティバル実行委員会が出店を認めた団体。
- (2) 居住地 出店者の住所。
- (3) 目的地 フェスティバル開催場所。

(目的)

第3条 本助成金は、出店者に対して、予算の範囲内において目的地までの移動・宿泊に要した経費の一部に対する助成金を交付することで、フェスティバルにおけるバリ島に関する販売活動を促すことを目的とする。

(助成金の内容)

第4条 助成金の対象者、対象期間、対象経費等は次表のとおりとする。

	美郷バリフェスティバル 出店者交通費・宿泊費助成金
(1) 対象者	下記のすべてを満たす者を対象とする。 ① 美郷バリフェスティバルに出店者として申し込みを行った者・団体 ② 島根県外で活動している者・団体 ③ バリ島に関する物や食品の販売、飲食を提供する者・団体
(2) 助成対象期間	10月11日～13日
(3) 対象経費	出店者がフェスティバル出店のために、居住地から目的地の間を移動する際に要する交通費及び宿泊費(交通費は往復、宿泊費は全額)。助成対象となる交通手段等は別表のとおりとする。ただし、以下の場合には助成対象外とする。 ①居住地から目的地までの交通費(税込)の総額が1,000円未満の場合。
(4) 助成率	総額の2/3 (1,000円未満切り捨て)
(5) 助成限度額	20,000円/名 (1団体あたり最大3名まで)

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、出店の申し込みを行う際、助成対象金額とその根拠となる資料を提出しなければならない。

(交付方法)

第6条 実行委員会は、前条に規定する助成金の交付申請が適当であると認めるときは、交付決定通知を行い、助成金の交付決定の内容及び交付すべき助成金の額を当該申請者に通知する。なお、助成金の交付を決定した場合は、フェスティバル終了後、原則として30日以内に助成金を交付する。

2 前条に規定する助成金の交付申請が適当でないと判断したときは、助成非該当の旨を文書等により通知する。

(助成情報等の提供)

第7条 実行委員会は、助成金の交付決定の際に必要な次の事項の問い合わせをした場合(氏名、居住地等により該当者を特定して問い合わせをした場合に限る。)は、当該他団体に次に掲げる情報を提供するものとする。

- (1) 参加日、目的地、プログラム等
- (2) 申請した交通費及び宿泊費に関する情報
- (3) その他団体が交付申請の審査に必要であると認める情報

2 第5条第1項の規定により交付申請をした者は、前項の提供に同意をしたものとみなす。

(助成金の返還)

第8条 実行委員会は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表 助成対象となる交通手段等（第4条関係）

交通手段等	対象経費	提出書類
航空機、フェリー・高速船、新幹線（グリーン車除く）・特急電車、高速バス	全額	交通検索サイト等、経費を証する書面コピー
路線バス、普通列車、乗り合いタクシー	全額	交通検索サイト等、経費を証する書面コピー
自家用車	居住地から目的地までの移動距離(km)×20円（申請は片道分のみとする）	居住地から目的地までの経路、移動距離が分かるもの（Googleマップ等のコピー）
レンタカー	レンタル料金の半額及び目的地までの移動距離(km)×20円。ただし、返却時のガソリン代は対象外。（申請は片道分のみとする）	領収書又はオンライン決済等のコピー
高速料金	全額	交通検索サイト等、経費を証する書面コピー
宿泊費	対象日及びその前後に係る宿泊費（7,600円/泊、2泊まで/申請1回を上限とする）の半額。	領収書又はオンライン決済等のコピー